

熊本県博物館ネットワークセンター
令和元年度第五回企画展
「松橋地域に残る古文書の世界」参考資料集

河江旧記（抜書） 解説

目次

・凡例	3
・図版	4
・解説・翻刻	16
・主要参考文献	36
・「河江旧記」の本格的分析開始に期待する 三澤 純	37
・「地域行政アーカイブズと日本近世史研究―小田家文書「河江旧記」の画期性―」 今村 直樹	39

【凡例】

- ・本書は、熊本県博物館ネットワークセンター令和元年度第五回企画展「松橋地域に残る古文書の世界」（会期：令和二年五月一二日～七月一九日）の開催にあたり作成したものである。
- ・本書の掲載順序と展示の順序は、必ずしも一致しない。
- ・本書に掲載した主な史料は、「宇城市小田家資料」（熊本県博物館ネットワークセンター所蔵）である。
- ・本書は、【図版】と【解説・翻刻】としてまとめた。史料の翻刻にあたっては、すべて【解説・翻刻】で行い、原則は、原史料の体裁に随うこととしたが、編集の都合により、体裁を一部変更した箇所もある。
- ・日付はすべての史料において、日本暦を使用した。
- ・「地域行政アーカイブズと日本近世史研究―小田家文書「河江旧記」の画期性―」は、今村直樹氏（熊本大学永青文庫研究センター准教授）にご執筆いただいた。
- ・「河江旧記」の本格的分析開始に期待する」は、三澤純氏（熊本大学文学部准教授）にご執筆いただいた。
- ・作品解説は堤将太（熊本県博物館ネットワークセンター）が執筆した。
- ・掲載した史料の図版はすべて熊本県博物館ネットワークセンターが撮影したものであり、掲載写真については、所蔵先の許可なく転載・複写することを認めない。
- ・資料集の編集は、中村圭子・堤将太が担当した。

・史料の翻刻にあたっては、原則的に原史料の体裁に随うこととしたが、編集上の都合により、体裁を一部変更した箇所もある。

・人物比定など編者が手を加えたものはすべて（ ）で傍注し、本文と区別することとした。

・史料の各文章には、読解の便宜を図って、読点と並列点を付した。

・漢字の字体はおおむね常用漢字を使用した。

・変体仮名は現行の字体に改めたが、次のものはそのまま使用した。

江（え）者（は）茂（も）而（て）之（の）与（と）

・合字の方はより、凡はトモと表記した。

・反復用語の「ミ」は「々」に改めたが、「ゝ」「ゝ」については、改めなかった。

・用語上で明らかに誤字と思われる字は訂正したが、脱字は（脱力）と右に注記した。また、文意の通じないものには（ママ）と右に注記した。

・虫損文字については□とし、判読できなかった文字は■で記した。

・史料の翻刻・編集は堤将太が行い、中村圭子がこれを補佐した。

【謝辞】

河江旧記抜書の翻刻については、高口明氏をはじめとして、ミュージアムパートナーズクラブ松橋地域史調査クラブに大変お世話になりました。

また、関連資料の「書状」2点の翻刻についても、三澤純氏（熊本大学文学部准教授）、今村直樹氏（熊本大学永青文庫研究センター准教授）に多大なるご尽力をいただきました。

ご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

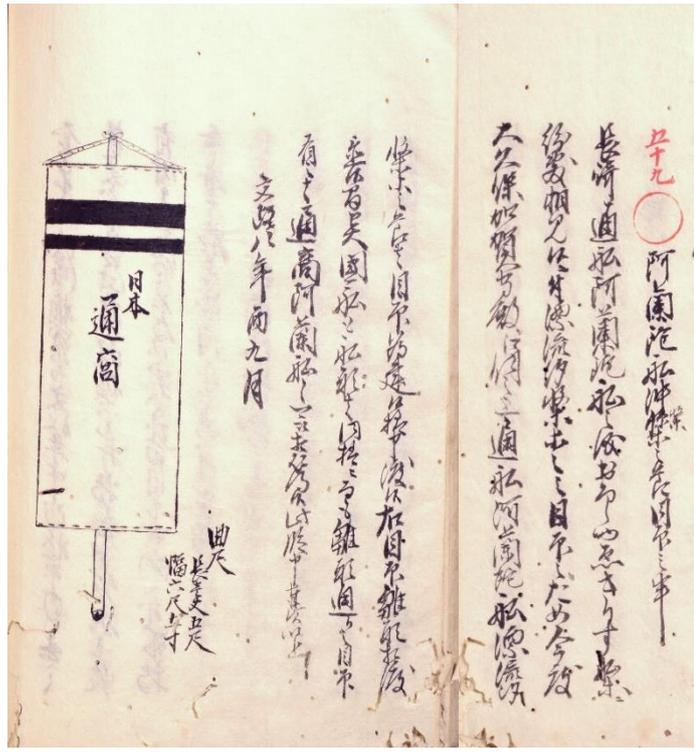
二十二 ○ 乳牛小児用乳牛
 乳牛小児用乳牛
 備清
 大正麦類と米を乳に液して小児に用ひたる方
 出来りし事 文政十一年 徳島藩 松平徳之助
 以若物之乳より振代官系所出者以て

袋書之入石入重は候し 瑞正治
 同 麻漬と入火を煮たり
 以不須物と同録に入らる

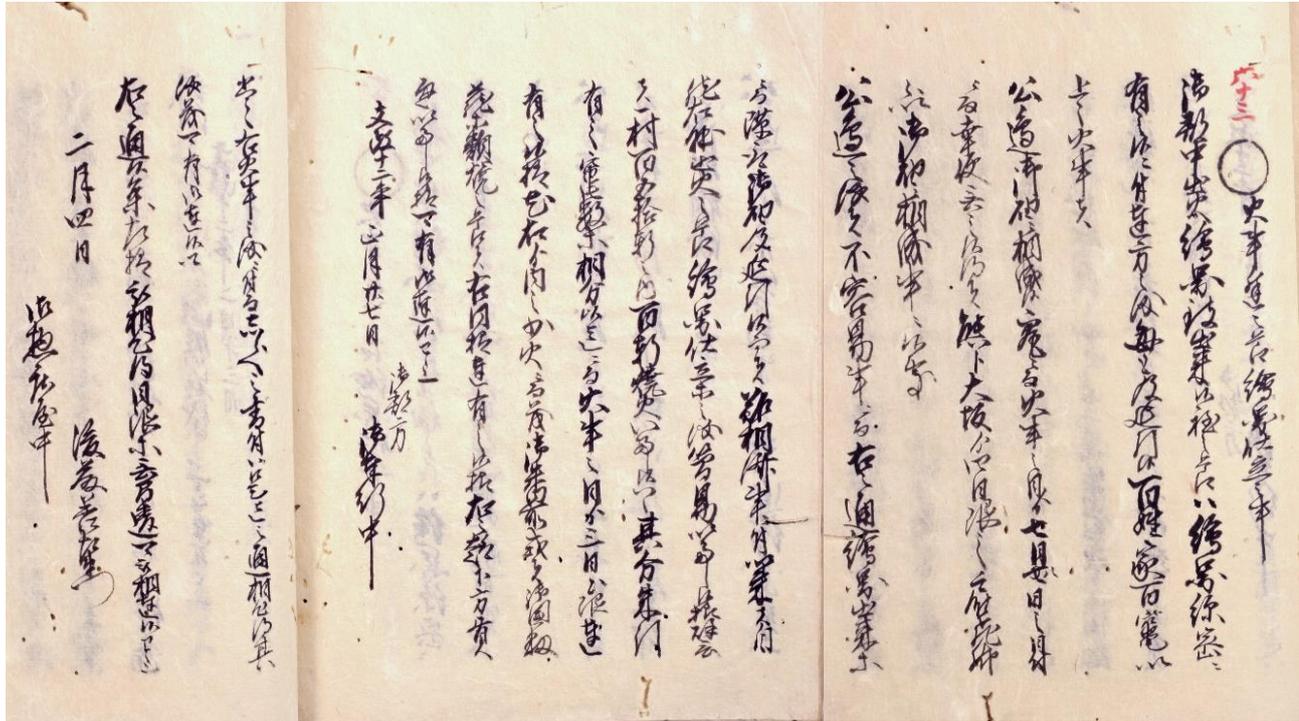
河江旧記抜書 第13卷-22

四十七 ○ 涉教諭書相
 涉教諭書相 涉教諭書相
 出所 歳時抄の中
 今度涉教諭書相法及筋積事候村に涉
 候に候亂有在事候事 忽と持村に係將
 候中 是れ空力以事 候事 小 係事 候事
 列在存候事 候事 候事 候事 候事
 文政十一年七月廿九日 涉教諭書相
 出所 歳時抄

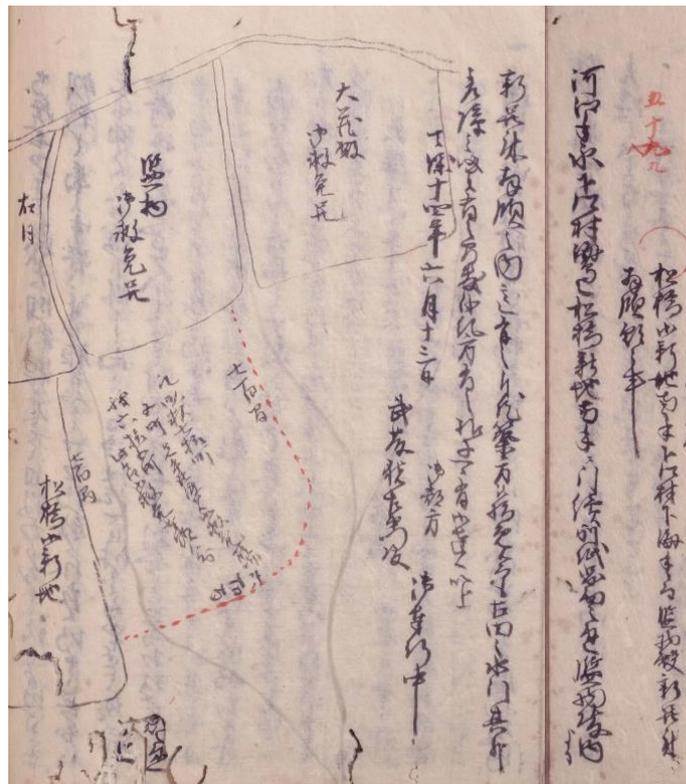
河江旧記抜書 第15卷-47



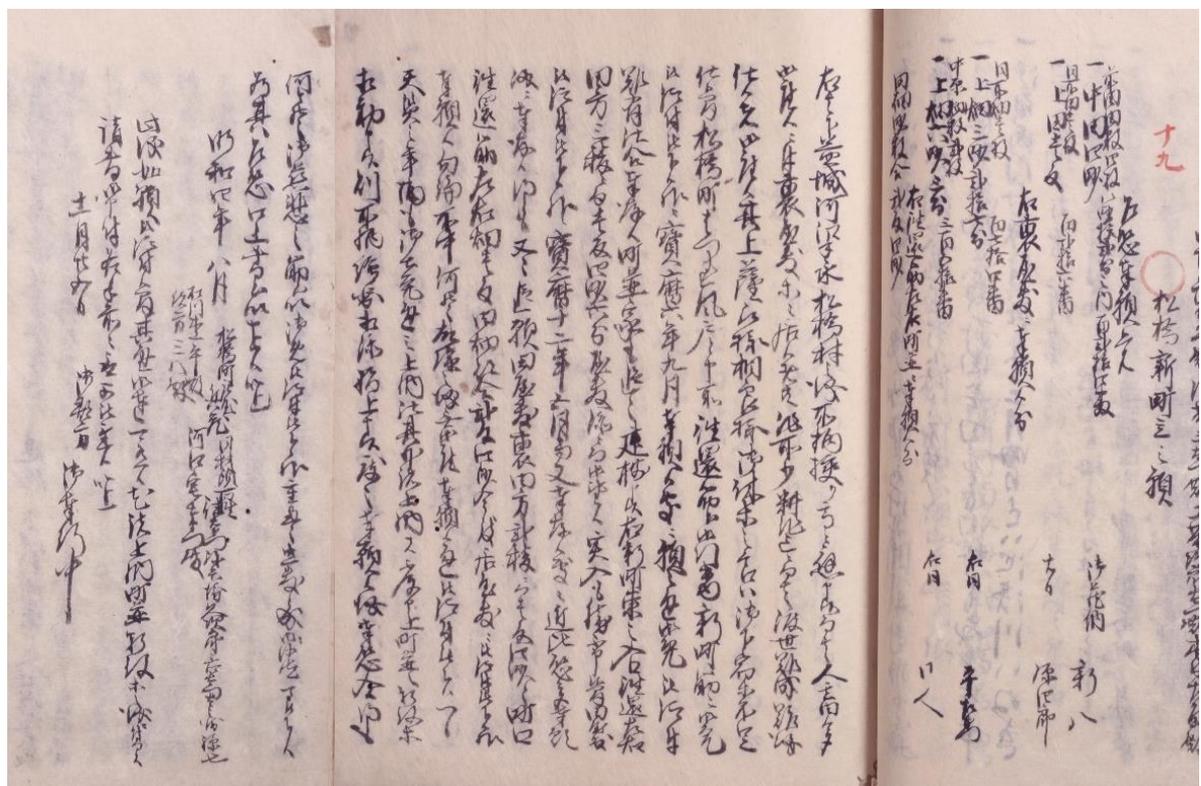
河江旧記拔書 第 16 卷-59



河江旧記拔書 第 17 卷-63



河江旧記抜書 第 43 卷-59



河江旧記抜書 第 46 卷-19

(関連史料)

區日清事... 亦... 實... 可... 密... 少... 塞... 中... 此... 下... 可...

因... 一... 僅... 日... 後... 多... 海... 少... 此... 平...

[書状]

少... 一... 人... 多... 此... 手... 下... 少...

[書状]

【解説・翻刻】

河江旧記抜書 第二巻―六

この記録は、明和元年（一七六四）六月七日付けで、御郡間から出されたもので、河江手永にある三軒屋海辺の耕地開発について記されています。

この三軒屋海辺の開発については、家老の有吉四郎右衛門立喜が拝領した五〇〇町の干拓予定地の内、干拓に成功した四六町は立喜が受け持ち、残りの四五六町ほどの干潟については、熊本藩が召し上げることになりました。この時に熊本藩が召し上げた四五六町の見分のために、熊本藩から二人の役人が現地に赴くこと、そして、有吉家からも役人が立ち会うことが記され、河江手永からも惣庄屋や村役人が立ち合うように申し付けられています。

六 〇三軒屋御開地五百丁有吉殿（立喜）拝領被召上候

河江手永三軒屋海辺ニ而開床五百町、先年依願四郎右衛門殿（有吉立喜）被為拝領、其以後手入等有之、右畝数之内四拾六丁程
開明二成、残四百五拾四町程之所者、高潮等之障ニ而急ニ
開明難成所柄之様子ニ候、惣而開所依願被渡下置候而も、
三ヶ年之内畝入無之所者被 召上御格ニ付而、今度
御讚談之趣有之、右開明地面居候分者直ニ四郎右衛門殿
受持二成、残床者此節被召上筈ニ候、依之地面為改
宮崎平兵衛御郡御横目・野尻仁太夫上地御内検段殿
九日より差出、四郎右衛門殿よりも役人罷出申筈ニ候条、左様御心得
御惣庄屋并村役人共も立合候様ニ可有御申付候、尤只今
迄開明之畝数右之通ニハ候得共、地面ハ其余も有之由ニ候、
毛付分之畝方者、其俣ニ四郎右衛門殿受持之筈ニ候条、左様
可有御心得候、以上 明和元六月七日 御郡間

この通達は、参勤交代を行う鹿児島藩（島津家）・人吉藩（相良家）・宇土藩（細川家）の三藩が薩摩街道を通行する際に、「御道掃除見締」、「御先払」、「御案内」を担当する在（村）や町に居住する御家人や村役人などが受け持つ御案内役付けの手配について、郡代から御客屋方御奉行衆中に確認する内容となっています。さらに、後半には、先に示された役付けに対し、先年に「御仕法帳」が渡されたが、その準備がいつごろからの通りのにできるかわからないため、数年は以前の役付けでの手配となるがよろしいでしょうかと尋ね、その回答として貼り付けられた付紙の内容も書き写されています。

六十一 ○薩州様・相良様・宇土様御通行之節御案内役付之事
（島津重家）
松平薩摩守様御通行之節

一、御道掃除見締 庄屋・小頭之内老人竹竿持夫式人
但羽織脚半

一、御先払小頭式人 但右同断

一、御案内庄屋式人 但右同断

一、御案内一領一疋式人 但右同断

一、御案内一領一疋式人（立札） 但右同断

一、御案内一領一疋式人（長寛） 但右同断

一、御案内一領一疋式人（立札） 但右同断

御奉行中

天明六年四月

御郡代

御客屋方

御奉行衆中

付紙

別紙書付之通存寄無之候間、以来其通可有御達候、右

御客屋方

書付令返進候、以上 四月廿日

御奉行中

この通達は、文化五年（一八〇八）六月に出されたもので、松橋津口に出入りする船の荷物改めの方法について三カ条で記しています。

一カ条目は、今回の御改正により、明和五年（一七六八）に出された御定式のさらなる徹底を求め、二カ条目では、津口積み出しの荷物の取扱方について、三カ条目は、津口積み入り荷物の取扱方について記しています。

松橋町は、江戸時代において、在町として繁栄していました。それは、この津口の存在が大きく、様々な物資の集積地、そして人々の中継地としての役割も担っていました。また、松橋津がある場所は、下益城郡と宇土郡の両郡が接する場所のため、宇土郡側では、高良津と呼ばれていました。

三十七 ○松橋津口出入船之荷物改仕法之事

一、松橋町津口之儀、明和五年御渡被為置候御定式を以、出入船荷物共相改来申候、尤近々天草之内二者一卜潮帰之所も御座候二付、其類者無扨問屋共より自船同前之取計も仕来申候得共、御改正以後者決而左様之取計不仕、御定式之通嚴重ニ相改申儀ニ御座候

一、自他船共御改正前之儀、津口積出之荷物者私共立合問屋・津横目・庄屋也 相改御定之運上銀を問屋運上帳ニ書込、庄屋・津横目印形仕置、直ニ問屋より出証文式通仕出候を庄屋・津横目印仕上、御番所へ一通、下り松御番所へ一通相納来申候

但、積出之荷物改方之儀者、御改正前後異候儀者無御座候得共、船場ニ而津横目手帳ニ荷物品数書記、問屋仕出之出入証文通帳ニ書込、庄屋・津横目印形仕、右通帳之外ニ切紙ニ品数迄相記申候書付二通問屋印形仕、右之通帳ニ相添、上御番所江指上申候へ者切紙之書付一通ハ御取置、一通ハ通帳と御割印ニ而御渡ニ相成候を通帳切紙共ニ直ニ下り松御番所江差出、御番人衆御見届印相添、通帳御返ニ相成候上ニ而、出船仕せ申儀ニ御座候

一、右同入荷物之儀者、下り松御番所より御渡ニ相成候、荷札

問屋江持参仕候得者、自船者荷札迄旅船者荷札ニ

往来相添、上御番所江差上置、商事之取組相濟候へ者、

問屋より庄屋・津横目江相答候上、前条同前立合相改、

問屋元之運上帳ニ庄屋・津横目印形仕置、帰帆之節

明船ニ而出船仕候得者、自船ハ下り松江御答迄ニ而相濟、

旅船ハ問屋より上御番所江相達差上置候、往来受取、

船頭江相渡、出船仕せ、下り松御番所之儀者、是又御答

迄ニ而相濟来申候

但、積入之荷物改方之儀者、御改正前後異り候儀ハ

無御座候得共、商事相濟荷物揚方之節、津横目

手帳ニ品数控置、出入証文通帳ニ書込、夫々印形仕、

上御番所江差上申候へ者、御印形ニ而御渡被成候上、直ニ

下り松御番所江差上申候へ者、御印形ニ而御返し被成候、

出船之節ハ御改正以前同様ニ而御（し）候、

文化五年六月津口改之仕法相達候様御達ニ付、稜々松橋問屋・
津横目・庄屋連名ニ而、相達候書付之内見分之稜々迄写置

この通達は、文化五年(一八〇八)一〇月一四日付けで、職五郎(細川齊詮)の熊本から八代までの旅程と道中の取計方について、飽田など五郡の郡代から関係する手永の惣庄屋に対して出されたものです。

本文には、一〇月一六日から二〇日までの旅程が記され、宿泊場所に、「小川御茶屋」の名前があります。後半には、各郡が人馬を出す範囲が書かれ、下益城郡の担当は、小川から高田会所までと小川から古保里までの範囲とされています。

ここで見られる職五郎という人物は、熊本藩第八代藩主細川齊茲の子供である細川齊詮のことです。もともと宇土藩の藩主を務めていた齊茲は、細川治年の死去に伴って、その養子となり、熊本藩の藩主を務めました。そして、兄の立之が宇土藩の藩主となったため、齊詮は熊本藩の世嗣となりますが、文化一五年(一八一八)に亡くなり、その弟の細川齊樹が世嗣となり、熊本藩第九代藩主を務めることになりました。

職五郎様八代明後十六日より八代御出之二付、左之通
十月十六日 同

一、御昼休 古保里 一、御止宿 小川御茶屋
同十七日 同

一、御昼休 種子山会所 一、御止宿 高田会所
同十九日 同

一、御昼休 種山会所 一、御止宿 小川御茶屋
同廿日 同

一、御昼休 古保里
右之通候事 文化五年十月十四日

人馬左之通

一、古保里御昼休迄飽田人馬

一、同所より小川迄宇土人馬

一、小川より高田会所迄下益城人馬

二十八 ○右同御帰之節之節之事

一、高田会所より小川迄八代人馬

一、小川より古保里迄下益城人馬

一、古保里より熊本迄宇土人馬

右之通候条、左様御心得諸事無御支様、夫々可有御取計候、以上

飽田・託摩・下益城・宇土・八代

文化五年十月十四日 御郡代中

大賀謙次殿 藤井常右衛門殿 小山改蔵殿

鹿子木幸平殿 遠山嘉左衛門殿

乳ナキ小児御救方

ラクセイ
酪清

この記録は、文化九年（一八一二）一月付で、乳に恵まれない小児に与える代用品の「酪清」について記しています。「酪清」の原料は大麥で、一升五合分で、小児が飲む乳の一カ月分が作成できるとあります。

末尾には、「八代宮ノ原町」で作製された乳を真似た入れ物を描き、相応の入れ物を使用するのは勝手にしてよいと認めています。

右大麥精壹升五合完被渡下候ハ、小児一ヶ月分之吞分ハ出来可申候事 文化九年 屋敷千反畑草葉町

十一月

古庄純之丞

此箸^{（マダ）}物者、乳ノなりニ拵候、八代宮ノ原町ニ而出来いたし候、然共相応之入物ニ入、吞せ候儀も勝手次第

（図部分）

此内ニ酪清を入、小児ニ吞するなり

此所絹切レニ而内糸無キ入る也

出席二成候様との事

この通達は、文政五年（一八二二）七月二九日付で郡代から惣庄屋宛てに出されたもので、同年にだされた御教諭書の読み聞かせに関する内容です。

御教諭書は、惣庄屋が毎年の正月、村庄屋は春秋の彼岸に、高札面と併せて読み聞かせることが定められ、村役人である頭百姓は、常に組内の百姓に読み聞かせることになっていました。

ここでは、村々への読み聞かせについては、鳥乱者見締の御家人の受け持ちの村に関わらず、居村において、読み聞かせを聞くようにとあります。

今度御教諭書御法度筋稜書、各より村々江読聞せ之

節者、鳥乱者見締御家人中ハ急ニ受持之村ニ不係居村

読聞之節、出方いたし候様、各より通達有之、右御家人

列座ニ而読聞せ有之候様存候、此段及達置候、以上

文政五年

御郡代中

七月廿九日

御惣庄屋中

この通達は、文政八年（一八二五）九月付で、出されたもので、長崎に来る阿蘭陀船が「おろしや（ロシア）」、「ゑきりす（イギリス）」の各船と紛らわしいため、目印を建てることになりました。

この目印のひな形は、末尾に描かれており、「日本通商」と記し、寸法も指定されています。

この頃は、二度に及ぶロシア使節の来航や、文化五年（一八〇八）のフェートン号事件、文政七年（一八二四）に起こった大津浜事件などロシア船やイギリス船の来船が目立っていました。そのため、幕府は、外国船の来航に備えるために各地の海岸線に大砲を備えさせつつ、衝突をさける目的で、異国船への薪水や食料の供給を行う方針を採用していました。しかし、従来の方針を転換し、文政八年（一八二五）に異国船打払令を出し、長崎などの交易を行う場所以外で外国船を発見した場合は、追いつ返すという方針になりました。

この通達には、目印を付けているオランダ船に対しては、他の外国船と船の形が同じだとしても通商のために来航しているオランダ船と心得るようにと記されています。

五十九 ○阿蘭陀船沖繫等之節目印之事

長崎通船阿蘭陀船之儀、（ロシア）おろしや・（イギリス）ゑきりす船等二紛敷相見候ニ付、漂流潮繫等々之目印之ため、今度大久保加賀守殿江伺之上、通船阿蘭陀船漂流潮繫等之節者目印為建候様申渡候、右目印雛形相渡置候間、異国船も船形者同様ニ而も雛形通り之目印有之者、通商阿蘭陀船と可被相心得候、此段申達候、以上
文政八年酉九月

（図部分）

曲尺

長壹丈五尺

幅六尺五寸

日本

通商

この通達は、文政一二年（一八二九）正月二七日付で「出火絵図」について、御郡方御奉行中から出されたものです。

通達の冒頭には、百姓の被害家数が一〇〇軒以上となった火事は、火事の日から七日程度で「公辺」（公儀）に届ける必要があり、大阪から「四日限」で江戸に行ける「雇飛脚」によって届けられていました。そのため、絵図の作成に手間取り、届けが遅れることがないように、火事の日から「三日限」で絵図を作成する必要がありました。

絵図を短時間で作成するために、その仕立てを簡単にし、被害があつた竈数や番所、困靱蔵が分かるように朱引をするなど工夫をすることを求めています。

御郡中出火絵図致出来候程之節ハ、絵図綿密ニ有之候ニ付、達方之儀毎も及延引候、百姓家百竈以上之火事者、

公辺御届ニ相成候、最ニ而、火事之日より七日、八日之日付ニ而幸便無之候得者、態卜大坂より四日限之雇飛脚を以、御届相成事ニ候処、

公辺之儀者不容易事ニ而、右之通絵図出来等

ニ而、隙取御届及延引候而者、難相濟事ニ付以来者、自然右躰出火之節、絵図仕立等之儀、簡易いたし候様、譬者一村百五拾軒之内、百軒焼いたし候ハ、其分朱引有之竈数等相分候迄ニ而、火事之日より三日を限、達有之候様、尤右より内之少火ニ而茂御番所、或者御困靱蔵等類焼之節者、右同様達有之候様、右之趣下方貫つゞ通いたし候様、可有御達候、已上

御郡方

文政十二年正月廿七日 御奉行中

尚々、右火事之儀ニ付而しらへ之書付ハ、是迄之通相心得、其儀茂可有御達候、以上

右之通候条、左様被相心得、日限等無間違可相達候、已上

二月四日 後藤善左衛門

御惣庄屋中

この通達は、天保一四年（一八四三）六月一三日付けで、出された河江手永の下郷村海辺に新たに干拓する場所についての拝領願いです。

新たに干拓する場所は、天保一三年（一八四二）に造成された「松橋新地」の南側、「監物御救免開」の西側に位置し、現在の宇城市松橋町豊川や豊崎などにあたります。その場所の範囲は、「監物殿内より新開床拝領之内迄」のおよそ「七拾町」に及ぶとされています。そして、築方にあたっては、「右田之水引其外差障之儀者有之間敷哉」とあり、田への水引などへの心配についても記されています。

五十九 ○松橋御新地南手下郷村下海手二而監物殿新開床

拝領願之事

河江手永下郷村海辺松橋新地南手二引続別紙図面之通監物殿内より新開床拝領之内迄有之、自然築方被指免候而も右田之水引其外差障之儀者有之間敷哉、糺方有之様子可有御達候、以上

御郡方

天保十四年六月十三日

御奉行中

武藤猪左衛門殿

（図部分）

大蔵殿

御救免開

七百間

凡 畝数七拾町

五町先年被渡者御救免葭場

残六拾五町

此節御救免奉願候分

間 百 六

監物

御救免開

七百間

右同

松橋御新地

十九 ○松橋新町立之願

乍恐奉願覚

前田田数四枚八畝拾貳歩之内百貳拾四番
一、中田四畝

御蔵納 新八

河江旧記抜書 第四六卷―一九

これは、明和四年（一七六七）八月
付けで、松橋村頭百姓たちから惣庄屋
などに宛てて出された松橋新町立願い
です。

本文には、松橋新町に用いる土地の
詳細が記され、新町を造る理由として、
松橋村が狭く、人口が多いこと、そし
て、往還を通る大名の休息のときに下
宿先が不足していることが書かれてい
ます。この他にも松橋新町立に関する
願いとして、宝暦六年（一七五六）と
宝暦一二年（一七六二）に出された願
いについても記され、松橋が在町とし
て徐々に発展していく様子がわかりま
す。

同所田壹枚 百貳拾六番
一、上田壹反 右裏屋敷ニ奉願候分

右同 源四郎

同所畑壹枚 百七拾四番
一、上畑三畝貳拾七歩

右同 平左衛門

中原畑数貳枚 三百五拾番
一、上畑六畝三歩

右同 同人

右往還筋左右町並ニ奉願候分
田畑畝数合式反四畝

右者下益城河江手永松橋村之儀、所柄狭く、高二応申候而者、人畜多
御座候ニ付、裏屋敷等ニ居候者共、作所少耕作迄ニ而者渡世難成難儀
仕候者御座候、其上薩州様・相良様御休等之節ハ御下宿等不足
仕候間、松橋町はつれ風戸と申所往還筋を御引替新町筋ニ御免
被仰付被下候様ニ宝暦六年九月奉願候処ニ願之通御免被仰付
難有仕合奉存候、町並家も追々建揃申候、右新町東之入口往還左右
田方三稜ニ而、壹反四畝六歩屋敷添ニ而御座候、実入も勝不申候間、田屋敷
被仰付被下候様、宝暦十二年五月尚又奉存候処ニ、近比恐多奉願
儀ニ奉存候得とも、又々追願田屋敷裏田方式稜ニ而、壹反四畝と町口
往還筋左右畑壹反田畑以合式反四畝、今度居屋敷ニ被仰付被下候様
奉願候、勿論所中何ぞ故障之儀、無御座奉願候通被仰付被下候ハ、
天災之年柄も御土免通之上納仕、其外諸上納者不及申上、町並之軒役等
相勤申候、則所柄絵図相添指上申候、度々奉願候儀、奉恐入候得とも、
何とぞ御慈悲之筋を以、御免被仰付被下候様、重畳宜敷被成御沙汰可被下候、
為其乍恐口上書を以申上候、以上

明和四年八月 松橋町庄屋 同村頭百姓

兵蔵 徳右衛門・弥兵衛・久次郎・善右衛門

石川左平殿 河江宅右衛門殿
緒方三八殿

此儀如願被仰付候間、其通御達可有候、尤諸上納町並軒役等之儀ニ付而者
請書御申付、各手前ニ取可被達候、以上
十一月廿五日 御郡方 御奉行中

河江旧記抜書 第四七卷―一七

この記録には、河江手永管内での御普請について記され、それぞれの普請の受け持ちが書かれています。

普請の受け持ちは、下益城郡により行われる「御郡中請」と手永によって行われる「手永請」に分けられ、その他に、橋五カ所の受け持ちの中に、北新田村、久具村などの村々による受け持ちも見られます。

御普請は、河江手永内にある往還筋や山道の他に橋もその対象になり、また、田畑に水を引くための井樋や井手も管理されていました。その中で、「小川塘」や「堤」については、「浚」と呼ばれている掃除も含まれています。

十七 河江手永所々御郡中受・手永受御普請場之事

河江手永所々御普請御郡受并手永請持覚
八代郡境より宇土郡境迄

一、潮塘六千六百六間

御郡中請

一、三軒屋内江子筋三千七拾壹間

右同

一、久具川塘八千貳百七拾六間

右同

一、浅川塘五千八百拾四間

右同

一、小川塘壹万三千三百六拾八間 川浚共

右同

宇土郡境より八代郡境迄

一、往還筋五千四百間

御郡中請

古保里境より久具橋迄北新田村より八代郡境迄

一、中道千八間

手永請

隈庄道堅志田道娑婆神越道

一、海東道・上郷道・種山道此外不残

右同断

一、井樋数百貳拾九艘

各列

一、橋数拾三筋

五ヶ所
八ヶ所

御郡中請・小川・北新田・久具・大野・豊福
手永請

一、堤四拾貳口

七ヶ所
三拾五ヶ所

但、手永ニ而及手不申候節者、御郡中より出夫
御郡中請
手永請、年々廻浚方仕候

一、井手八拾五筋 手永請

一、松橋入江 御郡中請

右之御郡中請・手永請共右之通御座候、以上
天明〇年四月

○御郡代衆御郡定請之事

河江旧記抜書 第五八卷

この通達は、明治二年（一八六九）四月一四日に出された飽田・託摩郡などの郡代の支配所定請に関するものです。

ここには、一六名の郡代の名前が書かれ、寺本四郎右衛門とともに、玉名郡代を勤める上田久兵衛は、荒尾手永・坂下手永・南関手永を管轄することとなりました。

河江手永の場合は、もともと下益城郡の管轄でしたが、この時に宇土郡に加えられたため、「宇土」の下に「河江属也」と書かれています。

御郡改者、富国強兵之基二付、今度僉儀之趣有之、諸御郡部分各所附別紙之通被改、支配所定請被仰付候、尤飽田・託摩御郡代ハ是迄之通差置候、

以上 明治二年四月十四日

覚

飽田・託摩	入江次郎太郎	上益城	佐野亥一郎
下益城	瀬戸熊助	宇土 河江属也	原田十次郎
八代	志方軸人	芦北	熊谷忠右衛門
山本・山鹿	内山又助	玉名 荒尾・坂下	上田休兵衛
		・南関	
玉名	小田・内田	寺本四郎右衛門	菊池
	・中富		
合志	岩佐善左衛門	阿蘇	上野惣右衛門
南郷	藤本九左衛門	小国	杉谷平七郎
久住	宇野貞雄	野津原・鶴崎	緒方嘉右衛門
以上	四月		

今度諸御郡部分を以、別紙之通諸附被仰付候条、此段申達候、以上

同年 四月十四日 宇土・河江御惣庄屋中 宇土・河江 御郡代中

五 質地・讓地之儀ニ付、正徳年御達并證文
案文之事

この通達は、正徳五年（一七一五）二月二三日付けで出された質地・讓地など、すべての土地取引の証文の作成について記されたものです。

ここでは、「御格証文」と呼ばれる格式にもとづいた証文の作成のことが記され、末尾には、そのひな型も書き写されています。このひな型は、村の庄屋にも渡され、それを参考に村では、土地取引の証文を作成していました。

村々で作成された証文には、以前はしていなかった惣庄屋による確認やその証明として割印が義務づけられるなど、他郡に自郡の土地が流出しない工夫も行われています。

一、地方取遣証文御格式之通、堅相守可申事

此儀左二記

支配御郡・他御郡御蔵納・御給知共質地取遣之儀、近年猥ニ相成証文等格別之様子候、就夫取遣証文等之儀、御郡奉行中寄合

参談之上、御奉行所江相伺、今度証文之紙面

相極案文差廻候間、向後御郡内御百姓共、右之

趣堅相守、定之通、少茂相違不仕様、急度可被申

渡事

一、支配御郡内又者他御郡江質地ニ遣置請返

申儀、不罷成、其者身代を隣村人数を放候ハ、

歛先地之様ニ罷成可申候間、左様之類者村庄屋より

御惣庄屋江相達、村中之者歟又者親類共より

勝手次第請戻候様仕せ、証文等仕置可申候、親

類茂無之者歟親類有之候而茂、不勝手者ニ而、

請戻難成、村中逆茂草臥村ニ而請返候儀、不叶

村茂可有之候、左様之田地者、親類之内歟村庄屋地主ニ

成り、双方之証文迄を得置可申事

一、此間より質地取遣仕置申候分者、其通ニ候、併取

遣を仕置申儀茂候ハ、其趣御惣庄屋ニ申出請差

図証文等定之通、仕直可申候事

一、質地ニ取置候者、手前より又質ニ余（つと）仁江遣不

申候而、不叶様子茂有之候ハ、本地主与申談、又質

取候者与本地主と証文取替可仕候、尤其段村

庄屋江相達、証文御惣庄屋ニ相達、刻印を取可申候、

質銀之儀者、最前質地取置候者方ニ受

取可申候事

一、御侍方諸牢人町方江讓地ニ遣候儀、停止之旨、

先年被極置候、今次其通之事

一、御年貢未進方差支上納之手立無之候ニ付、

抱高之内を村庄屋ニ打任せ、支配之上村中之者ニ

田畠を渡、御年貢相濟候を証文なしニ仕置候茂

有之由、唯今迄者其通ニ候、向後者如何様之様ニ而も

互之証文ニ御惣庄屋刻印取置可申候事

一、他御郡江讓地ニ遣申間敷候、此間讓地ニ遣置候分者、

質地之証文ニ仕置、御惣庄屋刻印取置可申候事

一、手永内之村庄屋共、証文之下書相渡置可申事

一、田畑取遣大分之儀ニ候ニ付、御惣庄屋者手前ニ而根帳ニ

控置被申儀ハ手ニ及不申ニ而可有之様ニ存候間、双

方之証文紙面御惣庄屋見届相違之儀無之

候ハ、刻印仕相渡可申事

一、右証文御惣庄屋刻印之儀、手代たりといふ（つと）とも

差免不申、各直ニ割印可仕事、以上

正徳五年未二月

（後略）

覚

河江旧記抜書 第三五卷

この記録には、宝暦の改革の際に行われた「宝暦地引合」と呼ばれる検地の方法が全二六カ条にわたって、記されています。

条文には、新地・永荒と上知・御給知・寺社領の田畑はそれぞれ通し番号を付けてから一冊ずつにまとめるように書かれています。

「地引合帳」の清書については、「下地帳」を役所へ提出し、返却されてから「清書帳二冊」を作成し、一冊は役所へ提出し、残りの一冊は村に置いておくようにとあります。その他の「名寄帳」や「下地帳面」についても、清書と同様に役所、手永会所、村での管理を行うように記されています。

一、所々より内証ニ而畑を田ニ致、或ハ田畑畝物仕立置候処も有之不届ニ候、今度地引合被仰付候ニ付、右躰之儀、皆々有前をしらへ出可申候、直ニ夫々徳米上納可被仰付候得とも、数年右之通いたし置候得者、早速上納被仰付候而ハ、下方致迷惑ニ而可有之候、今度之改之儀、御所望ニ懸候儀ニ而者無之、畢竟畝方悉帳面ニ含合候為之儀ニ候得者、右躰之畝方早速より上納者不被仰付候、七年之内者今迄之通ニ而、御宥免被殖七ヶ年後地味相応之定徳米可被仰付候事

一、村々より田畑高之入替り有之、致迷惑由相聞候、右迷惑ニ成候所ハ願出引戻可申事
 一、所ニより田畑畝方増減有之由、是又地引合帳面有所之通ニ不相極事
 一、本田畑之内、荒居候を畝物、又者上り開新開を以、打出替起申度由願出候所も有之候、右願之通可被仰付候事

一、地方至極願ひ居候所者、地撫願出候所も有之候、右者下方為ニ宜敷候ハ、上中下之極を能居田畑之境并畝を極、請持伝、能様ニ割合被申儀者可有勝手次第候、明高等有之所者、別而内しらへ入念可申候、勿論地方くるひ等無之所ハ唯今にて之通、持懸ニ而地引合改を受可申候、尤少々完之違等ハ、ヶ條之通仕置可申事

一、田畑一紙位之儀者、上々・上・中・下・下々之次第を以極候得者、所ニより上より下ニ飛候所も有之由ニ而、右枅々極り来候ハ、位飛ニいたし置可申事

但、上々之内又上・中・下之極候儀者、相成不申候間、位之段数を極力可申事
 一、今度之御改ニ請敷上り敷を開ニ致置候所も有之候、右請敷者七ヶ年之内請敷代米致上納七ヶ年後地味相応之畝物ニ被仰付候、御敷之儀ハ上納無之事ニ而、是又七ヶ年後右同様畝物上納被仰付、右類都而敷畝を引可申事

但、是迄開明候分ハ本行之通仰付置事ニ候、以来之事ハ追而可及沙汰候事
 一、今度御改ニ諸床畝并高増減有之由、右者地引合帳面前有躰之畝ニ極可申事
 一、田屋敷反と仕立置候所ハ、毎年御土免通上納いたし可申候間、只今迄之通被立置被下候様ニと願出候、右之通可被仰付候事

一、水懸不宜二付、田を畑二仕、數年来畑作いたし候得者、今度之地引合より畑作二願出候所も有之候、右者願之通被仰付、尤至極之天水所二而も畑之様ニ相見居不申所者、畑作二定候事ハ難叶候、右願二而畑作二成候所も致世話水懸宜相成候ハ、元之通田作可致事

一、親共より子供江家を分ケ遣候時分、不直之地分ケをいたし置候分者、今度之地引合ニ改を請、有前之通割合請持可申事

一、今度地引帳より直ニ名寄帳を仕上申事候間、地方之分り田畑之坪分等入念仕出可申事

一、今度之御改ニ帳面数出申候、右者向後本方上知・御給知・牟田・寺社領等之本地分者、壹冊ニ而通シ番ニ仕出、且又新地・永荒・出高・御郡間新地等之類高を持申候得者、不残帳面一冊ニいたし、且又通シ番ニ仕出可申事

但、今迄地引合願出当卯夏迄調出候地引帳之儀も本行之見合を以、請高之節ニ至、帳数を束三冊ニ調達可仕候、番数仕法之儀者、

有懸ニ而仕出可申事

一、畝数開・上り開・野開・御救免開ハ余床列、野開・塘浜畝并御郡間畝物開等之類帳面一冊ニ仕立、不残通番ニ仕出可申事

但、諸開名寄帳之儀、春地方入番濟候ハ、畝方并下名付上納之座を極置秋ニ至、御德懸相濟候而、上納米之石数極り候上、付込人別之取立を極可申候、且又今度無抛出候新出高・上畝物・其外之

諸開いづれも七ヶ年之間者、一紙之畝加置内分ニ而、仕出可申事

一、所ニより昔村分いたし候時分、高を分地方ハ分不申所も有之趣ニ候、右之分ハ今度之極ニ夫々分ケ置可申候、且又分ケ村いたし候時分、村方之田畑高を引合御役所之帳面者直し不申所も有之候、是又今度有躰ニ直可申事

(中略)

一、屋敷内ニ上畝物有之候分者、家小屋床之外、壹反以上之惣畝ニ而

五畝迄者、上畝物御開、右以上者前条之格を以致上納可申候、且又無抛上畝物等ニ仕立置候を今度改出候分も一畝以上ハ出高・上畝物床ニ出可申事

一、本畑者不及申野開之内、諸作物立不申畝方ニ、竹木を植、立山藪ニ仕立候所も有之由、相聞候、右之類者前以願出申筈之処ニ、当時迄猥ニ有之不埒ニ候得共、今迄之分者、此節有躰ニ申出、改を受可申事
但、以来之儀者追而可及沙汰候事

一、今度御改之儀者、向々共地方狂ひ不申様ニ惣百姓共致案心、請持

能様ニ被仰付事ニ付、百姓共苦勞ニ存候儀者、願出実ニ叶候様ニ

極置可申候、尤不法之儀者願出候而も不申叶候、惣躰広直ニ相心得可申事

一、地引合帳清書之儀、先下地帳を御役所江指出、右帳面下り候上へ清書帳式冊相調、一冊者御役所江納、壹枚者村方江納置可申候、尤名寄帳同所ニ候、且又会所々々江納候、帳面者右御役所江指出候、下地帳面

損不申候ハ、其帳面を納置可申事
右地引合之仕法、大概右之通ニ候、數年来改方委からざる所より種々

違之儀も可有之予メ難極候ヶ条之外、入組之地方ハ委數遂吟味被相達、被請差図候様ニ可有御申談候事

地引合被仰付候ニ付、村々絵図仕立方有無之儀、高橋治部右衛門方へ承繕候処ニ村々絵図仕立申請ニ而者無之由、先達地引合仕法帳相渡候節、絵図相添申候者、引合ニ付而下ヶ名等其外法立之絵図之由被申聞候事

河江旧記抜書 第三八卷

この記録は、明和七年(一七七〇)六月に領内の惣庄屋連名で提出された「繁雑帳」と呼ばれる一五一カ条に及ぶ意見書を写したものです。

繁雑帳の本文は、「一 御高札場之事」のように、惣庄屋たちによって洗い出された課題が記され、その課題ごとく解決するための方法も併せて記しています。

「一 御高札場之事」の条文には、高札場の「建替」や「修復」について、「御町内」にある高札場では藩による経費負担がされているが、「御郡内」の高札場では「御郡中」からの経費負担で行っており、それが不公平であるため、「御町」と同じ扱いとなることを求めています。

一、御高札場之事

此儀、御町内ニ御座候所々ハ、御出方を以被仰付候由、御郡内ニ御座候分者、御郡中より出銀を以、建替・修復等仕来申候、御郡と御町と不对ニ御座候ニ付、御町と同様ニ被仰付被下度奉存候

一、所々川口水木之事

此儀、川口有之御郡限ニ請持水尾木剪出・建方共ニ、御郡夫を以仕申候、長四間より六間迄、末口五、六寸生木ニ而御座候ニ付、山出より建方迄ニ木壹本ニ夫方六拾人程召仕申候、所々之川口ニ而ハ、木数多、大勢之夫数ニ而御百姓共迷惑仕候、水尾木ハ専旅船之目印ニ建方被仰付置、右之船着岸之御町々ハ利益を得申

事ニ御座候得者、御郡二者益ニ成申儀無御座候ニ付、水尾木建方一卷ハ御郡と御町催合ニ建方被仰付被下度奉存候

一、此儀、川尻川口其後依願前々之通築木被仰付、月々剪出式町水尾

引共江相渡建継申候、其外之ヶ所々々ハ、未願之通不被仰付下方迷惑仕候

一、筒口御屋敷垣廻并御門前道造之事

此儀、前々ハ御掃除方請ニ而御座候由、以前竹木縄等之類相払候儀も無御座候、然処ニ清記様御屋敷ニ相成候、以後池田・横手請持船之事暮ニ至千六、七百人之夫仕、竹木縄等余計之入方ニ而、両手永殊之外迷惑仕候ニ付、依願去ル寅年より飽田四手永受被仰付候得とも、飽田之儀ハ

御本丸・御花畑御門松、其外御蔵米取衆願之門松等、近年相増夫役指つとい、其上右御屋敷御役人衆、重々差図高ニ有之、小頭共取計も不注心、竹木之費も御座候様子ニ相聞申候、夫ニ付竹木

之儀者、御達を請、飽田より御山取仕、御屋敷江相払可申候間、垣廻仕直等之儀者、何とそ御掃除方請ニ被仰付被下度、奉願候、道造之儀者在中ニ而請持申ニ而可有御座候、併彼辺土取場一向無御座候、御百姓抱地之内より土を買、道造仕候間、土之儀者、御作事御用横手原之土場より被渡下候様、有

御座度奉願候、
此儀御掃^(除脱)方請ニ被仰付段、去ル卯二月御達御座候、尤竹木・縄等者飽田・詫摩江御割賦被仰付候、且又土之儀、金ヶ淵灰石層を取、道造候様被仰付候 飽田・詫摩

(後略)

この表題にある「長州御征伐二付稜々御達」とは、掲載している御達の年代から、第一次長州出兵を指し、冒頭の記録は、幕府から細川家に対し、出兵を命じる内容となっています。

そもそも、この出兵命令は、朝廷から禁裏守衛総督の一橋慶喜に対して出された勅命であり、幕府を通じて各大名に命じられました。

この第一次長州出兵における細川家は、藩主名代として長岡護美が約一〇〇〇人を率いて参加し、元治元年（一八六四）八月一六日から順次小倉などへ出兵しています。その後、一月には山口藩の恭順により戦闘を中止し、一二月には、参加諸藩への撤兵を命じました。それを受けて、熊本藩では、元治二年（一八六五）一月にすべての諸隊が帰国しています。

十五 ○長州御征伐二付稜々御達

（細川越中守）
御名

松平大膳太夫儀、兼而禁入京之処、信（信側）臣福原越後を以、名ハ嘆願ニ託し、其実強訴国司信濃・益田右衛門助等追々差出候処、以寛大仁怒雖扱之更ニ無悔悟之意無（無）を左右ニ寄

不容易意趣を含、既ニ自ら兵端を開対

禁闕炮発候条、其罪不軽、加之父子黒印之軍令条

授国司信濃候由全軍謀頭然候、旁防長ニ押寄、速ニ

追討可有之事

元治元

七月廿三日

右之通従

御所被 仰出候二付、御追討有之候間、速ニ軍勢国許江

揃置差図相待可被申候、尤従彼妄動いたし候ハ、不待差図、

口々より撃入誅滅可被致候

但、寄而之攻口并攻懸候日限者、御決儀次第可相達候事

（後略）

(関連史料)

〔書状〕

本資料は、小田から平岡に対して出されたものですが、この平岡という人物がどのような人物なのか、詳しいことはわかりません。

書かれているのは、平岡から小田に対して、「旧記」の取り調べが命じられていたが、「証徴」とすべき「原拠」が無いため、まずは、別紙を提出すること、そして、後半では、不慮に備え、預ける時機を間違えないように「旧記」の中で取り上げるべき内容が見つかり次第、すぐに差し上げることが記されています。

過日御来臨之際、残二被

命置タル旧記、其後段々

取調ト雖モ差テ証徴トス可キ

原拠無く、先ツ別紙二葉玉

机下ニ呈ス、取捨之見ハ諸君

高明ニ質ス文献徴スルニ足

ザルハ、聊心挂リニナレドモ、從來

公然タル旧慣事跡及ヒ現場ノ

実況、公議与論、之得テ掩フ

可ザルモノ有レバ、可成其辺詳

密ニ検調シ置キ、所謂器ヲ

身ニ蔵メ時ヲ俟テ動キ括

塞喪敗ノ憂ニ維ラ使メ

ザル計策十分用意致シ

置クハ、当今之急務ナレバ

近日参殿万端御手伝調立

可申敷、御尽力ニテ追付ケ凱

歌ヲ奏スル事ト相楽ミ、慙テ

困テ享ルノ一語ニ仍頼シ、此上

僕共ニ於テモ不慮ニ備、預

スル時機ヲ怠ザル様、旧記ノ

徴スベキモノヲ見出シ次第

差上可申、御元ニ於テ御集

議も有之ハ参謁可仕、宜ク

御指揮可被下候、先ツ枢機已

此向申遣候、已上

(明治初年カ)
旧三月廿日 小田

平岡君

「書状」

本資料は、八代郡種山手永や宇土郡松山手永の惣庄屋を務めた小田貞之允からの問い合わせの一件が（河江）旧記に見出せるかどうかを内田から小田に対して、尋ねる内容となっています。

この内田と小田という二名の人物は、当時の河江手永惣庄屋を務めた内田寿太郎と河江手永会所手代を務めた小田安右衛門のことだと考えられます。

本文の後半には、旧記に見出せない場合は、返書をするため、紙面を手元に残していることも記しています。

小田貞之允より

問合来候一件、旧記

見出ニ相成申候哉、見出

無之候ハ、其俣ニ而、

返書仕出可申、紙面

手元テノ趣、遣相願

申候事

七月廿四日
（寿太郎之）
内田

（安右衛門之）
小田殿

【主要参考文献】

(史料集・辞書等)

- ・藩法研究会編『藩法集七 熊本藩』(創文社、一九六六)
 - ・細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料 第一卷』(国書刊行会、一九七三)
 - ・細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料 第五卷』(国書刊行会、一九七三)
 - ・松橋町教育委員会・松橋町郷土史研究会編・発行『永青文庫架蔵河江手永町在』(一九九八)
 - ・西山禎一『熊本藩役職者一覧』(細川藩政史研究会、二〇〇七)
- ### (著書・論文等)
- ・花岡興輝「近世における一在町の変遷 小川・吉本を中心に」『熊本史学』第一四号、一九五八)
 - ・森田誠一編『肥後細川藩の研究』(名著出版、一九七四)
 - ・鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社、一九九八)
 - ・内山幹夫「肥後新田方・犬塚安太にみる開発思想 海辺開発(干拓)における自然と調和」(『熊本史学』第八三・八四号、二〇〇四)
 - ・松本寿三郎『近世の領主支配と村落』(清文堂出版、二〇〇四)
 - ・吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政 近代社会形成の起点』(思文閣出版、二〇〇九)
 - ・内山幹夫「宇城市アーカイブズと小田家文書『河江旧記』」(『郷土誌燎火』第一七号、二〇一〇)
 - ・内山幹夫「薩摩街道小川宿と娑婆神峠道 歴史の道と人馬賃銭『河江旧記』卷之四より」(『郷土誌燎火』第一九号、二〇一二)
 - ・松崎範子「十九世紀の宿場町を拠点とする地域運営システム 熊本藩の藩庁文書、「覚帳」・「町在」をもとに」(『細川家の歴史資料と書籍 永青文庫資料論』、二〇一三)
 - ・吉村豊雄『日本近世の行政と地域社会』(校倉書房、二〇一三)
- ・今村直樹「近世後期藩領国における地方役人の「出世」と「派閥」 「嘉永河江会所一件」から」(『中近世の領主支配と民間社会』、二〇一四)
 - ・稲葉継陽・今村直樹編『日本近世の領国地域社会 熊本藩政の成立・改革・展開』(吉川弘文館、二〇一五)
 - ・蓼田勝彦編著『熊本藩の社会と文化「八代古文書の会 会報」一〇五〇号合冊』(八代古文書の会、二〇一五)
 - ・蓼田勝彦編著『熊本藩の社会と文化』(『八代古文書の会 会報』五一〇一〇号合冊) (八代古文書の会、二〇一九)
 - ・内山幹夫「近世不知火海北部の浦廻船事情 松橋浦三湊の盛衰」(『郷土誌燎火』第二六号、二〇一九)
- ### (自治体史・調査報告書等)
- ・松本雅明編著『城南町史』(城南町史編纂会、一九六五)
 - ・小川町史編纂委員会編『小川町史』(小川町役場、一九七九)
 - ・林田憲義『松橋町史』(熊本県下益城郡松橋町、一九七九)
 - ・熊本県文化財保護協会編『熊本県文化財調査報告第六〇集 熊本県歴史の道調査三 薩摩街道』(熊本県教育委員会、一九八三)
 - ・新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 通史編 第三卷 近世』(熊本市、二〇一〇)
 - ・新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 通史編 第四卷 近世』(熊本市、二〇一三)
 - ・宇土市史編纂委員会編『宇土市史 通史編 第二卷 中世・近世』(宇土市、二〇一七)

「河江旧記」の本格的分析開始に期待する

三澤 純

「河江旧記」の史料価値の高さについては、内山幹生氏の「宇城市アーカイブズと小田家文書『河江旧記』(『燎火』第一七号、二〇一〇年三月)を読ませてもらって、一応理解しているつもりであった。ところが、この間、その全容に触れる機会を与えられて、これまでとは段違いのレベルで、その重要性を実感しつつある。現在のところ、私の関心の的は、内山氏の論考には言及がなかった、「河江旧記」に付属している「類寄頭書目録」(小田家文書一四―二五)に集中している。

初めて「類寄」を見た時、「これは熊本藩版の『法規分類大全』だ!」と思った。『大全』は、内閣記録局が編さんした明治前期の分類別法令集である。一八六七(慶応三)年から一八八七(明治二〇)年までの全法令を、政体・官職・外交等二二門に分類し、各門をさらに大小目に分け、その中で関連法令を編年順に収録している。この時期を研究対象とする日本近代史研究者や政治学研究者にとって、諸法令を各省別で編年順に整理した『法令全書』と、この『大全』とはワンセットで研究上における不可欠の文献となっている。なぜなら、例えば租税関連の法令は大蔵省をはじめとして、内務省からも工部省からも発せられていて、『法令全書』だけでは、あちこちを見比べなければならず、大変に煩わしいからである。この煩わしさは、誰よりも明治期に現役官僚として、国家行政の最前線で活躍していた人たちが感じていたものであった。『大全』租税門は、その煩わしさを一気に解消したのであり、私たち後世の研究者は、その恩恵を受けているということになる。

一方、「類寄」は、熊本藩庁諸機関から発せられた通達類を、「御郡格」「宇土方扱」「菓種」「熊本御役人出在方」等一四〇項目に分類し、諸通達の表題を編年順に掲載して、それらが「河江旧記」本編の第何冊目の第何番目に載

っているかが分かるようになっていた。例えば、全項目中の筆頭に掲げられる「御郡格」には「在中・在町心得」という注記が添えられ、「在」(＝農村部)に居住する人々に関する明和年間から安政年間まで、凡そ一世紀に及ぶ期間の五五編の通達類の表題が掲載されている。現代風に表現すれば、「河江旧記」本編の事項別索引と呼べば分かりやすいだろうか。

河江手永の会所役人や村役人たちにとって、この「類寄」は何よりも便利で有難い存在であったに違いない。藩領内の経済的・社会的変化に伴って、例えば、同じ百姓身分の者に関わる衣食住の統制通達でも、時期によって、その内容は大きく変化したからである。新しい通達内容は、それまでのものと何が違うのか、その変更はそれまでの藩庁側の説明と矛盾していないのか等という疑問を持ったとき、地方役人たちは「類寄」を手がかりに、過去の通達を精査することによって、藩政動向の変遷過程を正確に理解することができた。

そして、河江手永で「類寄」が作成される背景には、熊本藩領の地方役人集団が、藩庁の通達を鵜呑みにせず、自分たちの力で、その正否を判断しようという態度を有していたからだ、と個人的には考えている。彼らが、藩からの通達を「否」だと判断した場合、その通達を撤回しないしは修正するよう求めた意見書は、特に天保期以降、たくさん残されている。

そのため熊本藩領全域の地方役人たちは、「類寄」のような索引を作成する必要性を痛感しており、それを可能にしたのが、「河江旧記」が残されていた河江手永だったのではないだろうか。歴史的に言えば、熊本藩領では「領主支配の相対化」が行われていて、「類寄」はそのために必要不可欠なアイテムとして編さんされたという仮説である。それほど熊本藩の地域行政は、全国的に見ても、極めてシステムティックに構成され、高いレベルにあったと言えるだろう。私は、「類寄」が領主権力側ではなく、地域行政の担当者側で「自主的」に作成された意味を解き明かすことが、最も重要な課題だと思っている。

こうした私の理解が間違っていないければ、内山氏が前掲論文で述べられる「河江旧記」の編さん時期や目的に関する指摘には首を傾げざるを得ない。内山氏は、明治三年に手永制が解体されたことを受けて、メモリアル的な意味を込めて、その後、数年間をかけて編さんが行われたと推測されている。しかし、私は「河江旧記」本編に「類奇」が付属しているという事実そのものが、その時々々の現役バリバリの地方役人たちが、「河江旧記」を活用していた、何よりの証拠だと考える。藩からの通達類の変遷をたどるという意味で「旧記」という言葉が選ばれても全くおかしくはないし、まだ少数ではあるが、他手永から調べもののために河江手永会所に「旧記」の閲覧に赴いたという事例も確認している。河江会所は、「河江旧記」を所蔵するがために、熊本藩領全五一手永全体のアーカイブ（文書館）としての機能を担っていた可能性がある、と私は推測している。

いずれにしても今は、「河江旧記」の本格的な分析が、まさにこれから始まろうとしており、そこに私も立ち会うことが許されているという幸せを十分にかみしめたい。

はじめに

小稿は、本企画展に出品された宇城市小田家文書「河江旧記（抜書）」（熊本県博物館ネットワークセンター所蔵）について、近世熊本藩の「地域行政アーカイブズ」としての基本的な性格を明らかにするとともに、それが日本近世史研究で有する大きな史料価値の一端について光をあてるものである。

近年よく耳にする「アーカイブ (archive)」という用語には、公文書や古文書、またはそれらを保存・管理する事業や機関という意味がある。結論を先取りすれば「河江旧記」とは、近世熊本藩の地域行政機構である下益城郡河江手永（現宇城市松橋町・小川町を管轄）に蓄積された膨大な行政記録群である。現存する「河江旧記」には、熊本藩庁諸機関から河江手永に発せられた通達類、あるいは河江手永で作成された記録類が、明和元年（一七六四）から明治三年（一八七〇）にかけて約一〇〇年間分も収録されている。こうした近世の「地域行政アーカイブズ」といえる質量ともに充実した記録群の存在は、寡聞にして聞いたことがない。

また、後述するが「河江旧記」には、一定期間ごとの通達・記録類をまとめた全五九巻（現存するのは五六冊）の本編とともに、本編全体に収録された通達・記録類を項目別に分類した「類寄頭書目録」（小田家文書、一四―二五）という索引目録一冊が存在する。小稿では、こうした稀有な行政記録群が生み出された歴史的背景を押さえ、その上で「河江旧記」の基本的な性格とともに、それが今後の熊本藩研究や日本近世史研究の発展に資する史料群であることを明らかにする。

一 熊本藩の地方行政制度と河江手永・小田家

まずは、「河江旧記」の性格を理解する上で不可欠な熊本藩の地方行政制度や、下益城郡河江手永および当該史料群が伝来した小田家の概要について述べておこう。

熊本藩の地方行政制度の特徴は、郡と村との間に「手永」と呼ばれる地域行政機構を設定し、藩庁がそれに徴税・勸農・土地管理などの広範な行政権限を委ねたことにある。十七世紀後半以降、藩領内における手永の数は約五〇に固定され、十九世紀初めの熊本藩領は、一五郡五一手永一五九七村で構成されていた（【図1】を参照）。一郡あたり平均手永数は三・四、一手永あたりの平均村数は約三〇、平均石高は約一万五〇〇〇石であり、手永は小大名領に匹敵する規模を有した。手永には管理責任者として百姓出身の惣庄屋が置かれ、その執務機関として手永会所が設けられた。手永会所には、会所詰の専任職員である会所役人（百姓出身）たちが常勤するとともに、惣庄屋・会所役人が日常的な業務を行う会所、惣庄屋が居住する役宅、行政文書類を収納する帳蔵、非常凶荒に備えた備荒貯蓄（困糶）を保管する困糶蔵、犯罪者を抑留する在牢・質屋などの各種施設が備えられていた（今村二〇一五）。十八世紀半ばの藩主細川重賢のもとで行われた熊本藩の藩政改革（宝暦改革）は、幕府や全国の諸藩から注目を集め、政治改革の模範と見なされたことが知られる（磯田二〇〇九）。その熊本藩政のなかでも、自治的な地方行政制度として高い評価をうけていたのが手永制の存在であった（今村二〇二〇）。藩領内の手永のなかでも、最も石高が大きかったのが、小稿の舞台となる下益城郡河江手永（約二万七、〇〇〇石）である。十八世紀後半の同手永は、現宇城市松橋町・小川町域の三六か村から構成され、会所は当該地域の経済的拠点である「在町」（藩から制限付きで商業を許可された小都市集落）の小川町（現宇城市小川町）に置かれていた。

会所役人は、会所の実質的責任者である手代以下、下代、根_ヰ（根役・根居）、会所詰、会所詰小頭、会所見習などの人員から構成されており、十九世紀の各手永会所には二〇名以上が勤務していたとみられる。「河江旧記」が伝来した宇城市小田家は、十九世紀に河江会所の手代や下代などを務めた家である。幕末期の当主である安右衛門は、文政九年（一八二六）に小頭役、天保六年（一八三五）に会所詰、嘉永三年（一八五〇）に下代にそれぞれ任じられ、文久四年（一八六四）には小頭以来三九年間の出精と勤続を藩庁から褒賞されている（「元治元年 町在」永青文庫所蔵細川家文書、一〇―二一七、熊本大学附属図書館寄託）。

なお、嘉永年間の河江会所では、手代ポストをめぐる会所役人間での出世争いに端を発した不正・汚職事件が起こり、現職の会所役人たち一二名が一斉に検挙・処罰されている。当時下代を務めていた安右衛門もこの事件に巻き込まれ、同僚の讒訴によって一時は免職の憂き目にあった（今村二〇一四）。彼が下代に復職するのは安政二年であり、慶応三年（一八六七）になって手代への昇進を果たしている（「小田家記録」宇城市小田家所蔵）。

以上の歴史的背景をふまえ、次に「河江旧記」の基礎的研究を行うこととしよう。

二 地域行政アーカイブズとしての「河江旧記」

「河江旧記」は全五九巻の構成であり、前述の「類寄頭書目録」によると各巻の構成は【表1】のようになる。ここからわかるように、「河江旧記」は熊本藩庁諸機関（郡方・刑法方・寺社方など）から河江手永に発せられた通達や触状、河江手永で作成された記録などで構成されている。各巻の多くは、第二巻の「明和元・二・三・四・五・六・七・八 御触状写」のように一定期間ごとの記録であるが、第二五巻の「出火ニ付而之御達写」や第二六巻の「正徳以来地方讓文取扱御達写」のように特定項目の通達類を一括したもの、

あるいは第五一巻の「年々御^⑧双場書抜」のような特定情報のみを抜粋した記録もある。なお、残念ながら第一巻と第三四巻は現存していない。熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵するのは、その二巻を除く五六冊である（第五八・五九巻は合冊されている）。そのため、現存する「河江旧記」がカバーする年代は、明和元年（一七六四）から明治三年（一八七〇）までの約一〇〇年間分となる。

「河江旧記」の各巻には目次部分が掲載されているが、最も時期が古い第二巻の目次冒頭部分を次に示しておこう。

【史料1】

- 一、他所より入込候丸散膏薬類之事
- 二、菊^⑨地・甲佐川^⑩而小鮎取間敷事
- 三、御手附横目勤料之事
- 四、一、長崎^江罷越候者之事
- 五、一、唐船渡煎海鼠・干鮑之事
- 六、一、三軒屋御開地五百丁有吉殿拝領被召上候事
- 七、一、村人数之者町家養子等之事

「河江旧記」の存在を初めて紹介したのは、内山幹生氏（内山二〇一〇）である。同氏も指摘しているが、【史料1】からわかるように「河江旧記」収録の通達類は、ひとり河江手永のみに係るものではなく、むしろ藩領全般や他手永に関係するものが多い。【史料1】で河江手永に限定的關係するのは、家老の有吉立喜による三軒屋新地（現宇城市松橋町と小川町の境に位置する干拓新地）の開発に係る六番のみである。近世の松橋・小川地域（河江手永）の歴史を明らかにできる点は勿論のこと、熊本藩および藩領全般の政治・社会・経済・文化などにひろくアプローチできる点に、「河江旧記」の稀有な史料価値の一つがある。

本資料解説所収の三澤純氏の論考も指摘するように、「河江旧記」の史料価値を大きく高めるものとして、本編全体に収録された通達・記録類を項別に分類した索引目録「類寄頭書目録」の存在も見逃せない。【表2】のように「類寄頭書目録」には、一の「御郡格」から百四十の「御郡中現高帳諸引高之事」まで全一四〇項目が掲載されている。詳細は三澤氏の論考をご参照いただきたいが、これを用いることで私たちは、特定の問題関心から「河江旧記」本編に収録された個別の通達・記録類にアクセスできる。例えば、当時の熊本藩領から長崎に向く際の手続きについて調べたい場合、「類寄頭書目録」における十九の「長崎行往来手形等之事」を参照すれば、「河江旧記」本編全体における関連通達・記録類の表題がすべて掲載されている。ここでは、【史料1】の四番である「長崎^江罷越候者之事」は「二ノ四」と記載されている。「河江旧記」第二巻の四番目を参照すべし、といった具合である。

このような稀有な行政記録群が、いつ、どのようにして河江手永で編纂されたのか。後述する内山氏の見解はあるが、現時点では判然としない。しかし、近世当時から地域行政関係者によって「河江旧記」が活用されていた事実は確認できる。例えば、天保五年（一八三四）に坂梨順左衛門惟貞が編纂した熊本藩の年貢制度（御免方）に関する記録「税法彙略」（全八巻。上妻文庫、三二六、熊本県立図書館所蔵）は、その序文に「河江手永旧記等より抜書いたし」とあることから、「河江旧記」に依拠して作成されたことが明らかである。じつに、当時の坂梨は河江手永惣庄屋を務めていた。なお、「税法彙略」写本の一部は小田家文書にも含まれている。

また、本企画画展に出品されている書状（小田家文書、一三一三―一〇一―仮二四）によれば、八代郡種山手永や宇土郡松山手永の惣庄屋を歴任した小田貞之允からの問い合わせ内容について、それが「旧記」に見いだせるかどうか、内田（河江手永惣庄屋を務めた内田寿太郎か）なる人物が小田に尋ねている。これも近世における「河江旧記」の存在を裏付けるものであろう。

これらの事実をふまえれば、三澤氏も指摘するように、「河江旧記」の編纂時期や意図を論じた内山氏の見解（内山二〇一〇）には再検討の余地がある。内山氏は、明治三年（一八七〇）の手永制廃止を受けた当時の会所役人が、個人的な判断のもと、会所に收藏されていた行政文書の編纂を始めたかと推測する。しかし、すでに天保年間には「河江旧記」は存在し、利活用されていた。その編纂時期は今後の研究を俟たねばならないが、「河江旧記」は近世当時の地域行政関係者にとって非常に重要なアーカイブであった可能性は極めて高い。

むしろ、明治三年の手永制廃止は、「河江旧記」が小田家文書として伝来した点に深く関わるように思われる。当時、河江会所の手代を務めていたのが前述の小田安右衛門である。手永制の廃止後、会所の施設や敷地は貧院や学校などに転用されたり、払い下げられたりした。河江会所を畳むにあたって、その実質的責任者であった安右衛門が、従来会所で保管されていた「河江旧記」を引き取ったのではないか。「河江旧記」の最終巻第五九巻に収録された藩からの通達類が、手永制が廃止された明治三年八月上旬を最後としている事実も、筆者の解釈を後押しするものと思われる。

【表1】「河江旧記」各巻の構成

巻数	内容
第一	元禄・宝永・正徳・享保・元文・寛保・延享・寛延・宝曆・明和 記録
第二	明和元・二・三・四・五・六・七・八 御触状写
第三	安永三・四・五・六・七・八・九 御触状写 元・二旧記無
第四	安永 記録写
第五	天明元・二・三・四・五・六・七・八 御触状写
第六	天明・寛政之記録
第七	寛政元・二・三・四・五・六 御触状写
第八	寛政七・八・九・十・十一・十二 御触状写
第九	寛政・享和・文化之記録写
第十	享和元・二・三 御触状写
第十一	文化元・二・三・四 御触状写
第十二	同五・六・七・八 右同
第十三	同九・十・十一・十二・十三・十四 右同
第十四	文政元・二・三 御触状写
第十五	同四・五・六 右同

巻数	内容
第十六	同七・八・九 右同
第十七	同十・十一・十二 右同
第十八	同元・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二 記録写
第十九	寛政六年以来天保七年迄 御刑法方写
第二十	安永十一年以来文政十一年迄 寺社方記録写
第二十一	宝曆六年以来天保六年迄 御免方写
第二十二	天保元・二 御触状写
第二十三	同三・四・五 右同
第二十四	同元・二・三・四・五・六 記録写 六年八御触状写共
第二十五	出火二付而之御達写
第二十六	正徳以来地方讓文取扱御達写
第二十七	追加
第二十八	天保七 記録御触状写
第二十九	同八・九・十・十一・十二 御触状写
第三十	同八・九・十・十一・十二 記録写
第三十一	同十三年 諸記録写

第四十七	第四十六	第四十五	第四十四	第四十三	第四十二	第四十一	第四十	第三十九	第三十八	第三十七	第三十六	第三十五	第三十四	第三十三	第三十二	卷数	内容
(安)永九・八、天明元・二・三・四・五・六・七・八、寛政元・二・三・四・五 記録前写洩再写	明和元・二・三・四・五・六・七・八、安永元・二・三・四・五・六・七・八 記録後年扣前写洩再写	追加 文化五年異国舟長崎渡来、天保四年七年津口取締、下益城引高新高帳写	弘化二・三 御触状・御刑法方・寺社方	御刑法・御普請 天保十五、弘化元 御触状・記録・寺社方・御手当方・	追加	追加 唐物・津口・地方証文・御免方・雑	追加 刑法・山川海・人馬・夫役・口費・雑	追加 雑	繁雑帳	追加 浦水夫・請免・御代官方・寸志・雑	追加 雑	宝曆地引合	追加	文化改革井樋方一卷写	文政地推一卷写		

第五十九	第五十八	第五十七	第五十六	第五十五	第五十四	第五十三	第五十二	第五十一	第五十	第四十九	第四十八	卷数	内容
同三年六月ヨリ	明治二・同三年六月迄	安政六・七、文久元・二・三、元治元、慶応元・二・三、明治元・二 外国懸リ并御一新御達 慶応三、明治元 記録・御触状・御免方	追加	請免之調	安政六、万延元、文久元・二・三、元治元、慶応元・二	弘化三・四、嘉永元・二・三・四・五・六、安政元・二・三・四・五 記録・御触状・寺社方・御刑法方・御免方	御損引諸帳文案	年々御双場書抜	追加	右同	御年貢方一卷		

出典：「類寄頭書目録」(宇城市小田家文書、一四―二五、熊本県博物館ネットワークセンター所蔵)より作成。

【表2】「類寄頭書目録」に掲載されている項目

番号	項目名	番号	項目名
38	御惣庄屋・在御家人・庄屋・会所役人・村役人・帳書之事	1	御郡格
39	駅人馬之扱・継飛脚等、都宿駅取計	2	在人数之扱
40	在人馬仕之事	3	在人数之者変業
41	諸職人	4	在人数之者町家奉公・町人数入・御家中長屋借
42	諸運上之事	5	御家中寺社譜代抱・地筒抱
43	寺社方	6	在中之者諸御抱夫
44	書翰式	7	道橋手入之事
45	御刑法方	8	防御御手当
46	質屋・造酒屋	9	儉約制度・衣服
47	揚酒本手	10	法度
48	馬口労牛馬之扱	11	傍示場之事
49	強訴・徒党	12	井樋方
50	相对借貸地方恩米	13	津口陸口
51	借財公訴	14	津陸出入品運上目安
52	他邦懸合	15	旅入被指留品々
53	増奉公人之事	16	旅出被指留品々
54	在中奉公人身代・馬代	17	唐物抜荷改方
55	質地讓地証文并地方之扱	18	旅行往来手形等之事
56	火事・風倒家	19	長崎行往来手形等之事
57	宇土方扱	20	宿町・在町・出小屋、在中商人売買品商方等之事
58	公義衆・諸家通行	21	旅人商荷物改 通荷
59	諸山志	22	山野諸木仕立等之事
60	菜種	23	諸木剪方
61	金・銀・錢・銅・鉄	24	諸木御用取
62	櫛方并櫛楮之事	25	海川
63	獵漁	26	旅人相煩行倒継送等之事
64	出奔人之事	27	烏乱者
65	熊本御役人出在方、諸御用見分方之事	28	浪人・虚無僧・物貰・非人・穢多・茶洗之類
66	金・銀・錢上納御渡方	29	他国百姓本所立除、御領内ニ参
67	海辺之干潟・山野川干出、都而空地新田開	30	芝居興行自他芸者之事
68	御天守御用向塩硝等品々之事	31	相撲踊之雜芸者
69	公事・訴訟	32	年功御賞美申立等之手数
70	会所御用錢	33	寸志
71	水夫	34	民力強・捨方寸志
72	御作事方在中諸官宅作事	35	御郡筒寸志
73	堂上方	36	御家人之人数離・養子成縁組・相続
74	陰陽道支配盲人	37	寺社御家人之座順

番号	項目名
111	御山藪・堂床・受藪等之空地開願
112	荒地改
113	田方坪限皆無
114	田畑作り替
115	青葉改
116	壹歩半・荒地起米之扱
117	畔蒨
118	御年貢方
119	庭帳
120	御蔵払
121	御取立方
122	御家中御扶持方払
123	在渡御扶持方
124	在宅地子米
125	俵拵賃米
126	定矩銀
127	定矩御蔵払大豆・御家中払大豆
128	定矩餅米
129	定矩太米
130	定矩小麦
131	立払
132	御算用方
133	壹歩半
134	抜米取締・道送仕出
135	鯨油
136	御困糶
137	御普請方
138	御郡中寄夫御普請所并引高・現高
139	養水
140	御郡中現高帳諸引高之事
	松橋新地・砂川新地懸之事

出典：「類寄頭書目録」（小田家文書、14-25、熊本県博物館ネットワークセンター所蔵）より作成。

番号	項目名
75	舟
76	御赦免開・建山
77	御救恤
78	御上下人馬賃銭
79	出米銀
80	服忌
81	油絞
82	御馬飼料
83	御出并御上下
84	御国産
85	諸書附日限達之事
86	諸色直段下
87	異国舟
88	不慮死
89	耕作
90	博奕賭之勝負
91	諸品払物代銭渡
92	類族改
93	鉄砲改
94	人別出銅
95	潰百姓
96	在宅
97	所々橋懸銭
98	皮類
99	文武之諸芸
100	升分銅千木利
101	三軒屋開
102	道程
103	鏡御蔵
104	手永内所々変化
105	御達雑
106	御免方
107	御徳懸
108	上畝物
109	費地
110	新屋敷・田屋敷・水車床・出小屋願

三 「河江旧記」による日本近世史研究への寄与

前述したように「河江旧記」は、近世の松橋・小川地域（河江水永）、さらに熊本藩や藩領全般の歴史を明らかにする上で大変有益な存在である。しかし、筆者は日本近世史研究全般への寄与も大きいと考えている。「河江旧記」の魅力の一端を提示する意図もこめて、収録された通達・記録類のいくつかを紹介してみたい。

まずは、近年活況を呈している熊本藩研究にとって重要な史料を紹介しよう。次の史料は会所見習の採用人事に関するものである。会所見習とは、惣庄屋・会所役人・村庄屋といった地方役人のキャリアの出発点に位置し、手永会所で職場内教育を受ける一〇代を中心とした若者たちを指していた。

【史料2】

四十五〇会所見習之事

諸御郡会所々々見習共之儀、專人柄・才力を撰候儀勿論之事^ニ候処、間^ニ者会所役人共之子弟又者手寄直敷もの共者、仮令才力無之、向々見込無之者共も被呼出候哉^ニ相聞候、向々睨ト見込無之、不束之者共も一応呼出、幼年より数年涯分丈ヶ致出役候ものハ各別不埒之筋さへ無之候得者、不得止事小頭等迄採^レ揚^ル候儀、於人情尤之儀^ニ候得共、右体不束之者者積り役方差免候外無之、左候而者俄^ニ不仕馴農業^ニ移り、其身々々も可致迷惑候間、以来見習共之儀、弥以人柄・才力を撰、向々屹ト御用^ニ可相立見込之者共被呼出、各者勿論会所役人共よりも厚心を用、致教育候様、此段及達候条、左様被相心得、役人共^江も不洩様示置可被申候、以上、

文政五年七月十八日

御郡代中

惣惣庄屋中

（「河江旧記」第一五卷）

会所見習の採用で、人となりや才能を重視するのは当然であるが、中には才能や将来の見込みのない者であっても、会所役人の子弟や縁故という理由で採用されている。「不束之者」たちであっても、数年間勤務し、とくに不始末さえ起こさなければ、会所小頭などに昇格させることは人情として道理である。しかし、「不束之者」は結局のところ免職するほかなく、そうなれば急に不慣れた農業に転職することとなり、本人たちの為にもならない。ゆえに、今後の見習採用では人柄や才能をより重視し、将来性のある人物を選ぶように。このように領内の郡代中は惣惣庄屋中に達している。

【史料2】からは、会所見習の人事に際して役人の縁故などが影響し、能力主義に基づく採用が充分機能していない弊害について、郡代たちが強い危機感を抱いている様子がうかがえる。会所見習にどのような人材を採用するかは、まさに藩の地域行政の行く末を左右していたのである。会所役人たちが失職した場合、不慣れた農業に転職せざるを得なくなる、と郡代たちが認識している点も大変興味深い。

次の史料は、暴風で倒壊した家屋に、火事に被災した場合の半額の建築費などを支給するという通達である。

【史料3】

四十一〇大風倒家、火事逢之半方被渡下との事

小前々々火事逢候者^ニ者、家居建方竹木者御山藪より被渡下、家建料者手永出銀を以被渡下候間、大風倒家之儀も可成丈者村方申談、相互^ニ加勢いたし建方いたし候様、至貧之者等如何体^ニも難及自力分ハ、願出候ハ、竹木出銀共^ニ火事逢之半方被渡下筈^ニ候、此段各為心組申達置候、以上、

文政十一年八月十三日

後藤善左衛門

惣惣庄屋中

（「河江旧記」第一七卷）

従来、小百姓たちが火災に遭った場合、家屋の建築資材は藩の御山藪から、

建築費は「手永出銀」（手永会所が百姓たちから徴収する地方税）で支給されてきたが、暴風で家屋が倒壊した場合もこの規定に準じることとし、極貧のため自力での再建が難しい場合、願い出れば資材・費用ともに、火災の場合の半額を支給する。一方で村人たちの相互扶助も促しながら、下益城郡代の後藤善左衛門はこのように郡内の惣庄屋中に達している。

【史料3】からは、まず火事で焼失した小百姓の家屋に対し、その再建費負担などの公的支援が行われていた事実が注目される。再建費が、手永という自治体の地方税から支出されている点も重要である。この通達があった文政十一年（一八二八）は、五月以降の領内で大規模な自然災害が頻発し、八月九日には暴風で多くの家屋が倒壊していた（細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』一九七四年）。こうした状況を受けて、郡代は暴風被害に対する公的支援の拡充を決定したのである。罹災住民に対する公的支援の歴史を考える上で貴重な史料といえる。

そして次の史料では、現代の私たちにとっても他人事ではない問題が扱われている。

【史料4】

三十〇子供を不法にしかり間敷事

親の子_ニおし_ヘ候者当前之事_ニ而、不心得のものハせつかんをも可致儀_ニ候得共、末方之者間_ニ者不法に子供をしかりの_ニしり、銘々立腹のあまり弁なき子供を打た_ニきをもいたし候ゆえ、教_ニは不相成、却而生ひ立候もの_ニ心はへも不宜成行候間、実子・養子・ま_ニ子并里子迄も教育不法之筋無之様、町中末々裏屋・借屋懸ヶ人数之者家内々々_ニ至迄、丁頭・組頭より兼々深切_ニ申示候様、若不法之筋も候ハ_ニ、五人組・親類等より心を附、其上_ニも不相用ものハ丁頭_江相達候様、勿論子の方より孝行_ニ致候様_ニとの事、是又五人組等より心を附候事ハ不及申事_ニ候間、此段も可申間候事、十一月

子供教育方不法之筋無之様との儀ハ町中_江及達候、別紙写一通取遣候候条、御郡中不洩様可被示置候、以上、

文化五年十一月晦日 御郡方 御奉行中

御郡代衆中

〔河江旧記〕第一二巻

親が子どもを教え導くのは当然であるが、庶民の間では理不尽に叱り罵り、怒りのあまり分別のない子どもを打ち叩くものもいる。これでは決して教育にならず、子どもの内面の成長にも悪影響が生じる。実子・養子などを問わず、子どもを教育する際に不法なことがないように、町役人たちが町民の末々まで深切に教諭せよ。もし不法があれば、五人組や親類たちが注意し、それでも改まらない場合は町役人へ報告せよ。このように町方に出された通達を、藩の奉行中は領内の郡代中に達し、農村村部（御郡中）でも徹底するよう指導している。なお、【史料4】の町方への通達部分は、熊本藩の町方記録を編纂した『熊本藩町政史料 二』（細川藩政史研究会編、一九八九年）にも収録されているが、それが農村村部にも達されていたことは新事実である。親と子どもの関係、子どもの教育、それらを支援する社会のあり方は、時代を問わず今後も重要な問題であり続けよう。こうした問題を歴史的に考える素材も、「河江旧記」は提供してくれる。本企画展で出品される文化九年（一八一二）十一月付の「乳ナキ小児助乳之事」（「河江旧記」第一三巻―二番）は、乳に恵まれない赤子に与える代用品「酪清」について示したものである。近代化以前、乳が赤子のいのちをつなぐ極めて重要な存在であった事実を鑑みるとき（沢山二〇一七）、これも重要な専門研究の素材となる可能性がある。

繰り返しになるが、「河江旧記」の史料的价值を高めているのは、このような興味深い通達・記録類が収録されている点に加えて、それらに簡単にアクセスできる索引目録も存在する点にある。本企画展や小稿が、「河江旧記」の稀有な史料的价值を理解する一助になること、さらに今後、多くの人びと

に活用される環境が整えられることを願ってやまない。

むすびにかえて

小稿では、「地域行政アーカイブズ」としての「河江旧記」の性格、そしてその史料的价值について論じてみた。もとより、小稿で紹介できたのは膨大な「河江旧記」のほんの一部に過ぎず、本企画展でその豊かな内容に触れられることを切に希望する。

「河江旧記」の本格的な分析は緒に就いたばかりだが、今後の課題の一つとして、それが明治維新後の地方行政にどのように活用されたか、という問題がある。本企画展に出品される小田の書状（小田家文書、一―五―三二―四）は、内容からみて明治初年のものと推測されるが、ここでは平岡なる人物から「旧記」の取り調べが命じられたこと、「旧記」で取り上げるべき内容が見つかった場合、すぐに差し出すことが記されている。明治維新後にも「河江旧記」という近世の行政記録群が参照されているのである。

日本近世社会における地域行政の内在的な発展は、近代の地方行政制度の設計や運営にどのような影響をもたらしたのか。こうした問題関心に立ちながら、筆者も引き続き「河江旧記」の分析に携わっていきたいと考える。

【参考文献】

- ・ 磯田道史「藩政改革の伝播」〔『日本研究』四〇、国際日本文化研究センター、二〇〇九年〕
- ・ 今村直樹「近世後期藩領国における地方役人の『出世』と『派閥』」〔稲葉継陽・花岡興史・三澤純編『中近世の領主支配と民間社会』熊本出版文化会館、二〇一四年〕

・ 同 「近世後期の手永会所と地域社会」〔稲葉継陽・今村直樹編『日本近世の領国地域社会』吉川弘文館、二〇一五年〕

・ 同 「熊本藩政と手永・惣庄屋制」〔公益財団法人永青文庫・熊本大学永青文庫研究センター編『永青文庫の古文書』吉川弘文館、二〇二〇年〕

・ 内山幹生「宇城市アーカイブズと小田家文書『河江旧記』」〔『郷土誌燎火』一七、宇城市教育委員会、二〇一〇年〕

・ 沢山美果子『江戸の乳と子ども』〔吉川弘文館、二〇一七年〕

【付記】本稿の作成にあたり、三澤純・坂口史恵・中村圭子・堤将太各氏に大変お世話になりました。記して御礼申し上げます。

熊本県博物館ネットワークセンター
令和元年度第五回企画展「松橋地域に残る古文書の世界」参考資料集
河江旧記（抜書）解説

編集・発行 熊本県博物館ネットワークセンター
〒869-0524
熊本県宇城市松橋町豊福1695
TEL 0964-34-3301
発行日 令和2年（2020年）5月12日

